

神奈川県特定水産動植物採捕許可処理要領（案）

（趣旨）

第1条 本要領は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第132条第2項第4号に掲げる特定水産動植物の生育及び漁業の生産活動への影響が軽微な場合として、試験研究又は教育実習（以下「試験研究等」という。）の用に供するため、漁業法施行規則（昭和25年農林省令第16号。以下「施行規則」という。）第42条第2項による許可の手續等に関し必要な事項を定めるものとする。

（許可の基準）

第2条 次の各号に掲げる場合にあっては、許可しないものとする。

- (1) 採捕の目的が試験研究等のためではないと判断される場合
- (2) 採捕によって、特定水産動植物の生育又は漁業の生産活動に深刻な影響をもたらすおそれがある場合
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員または同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）からの申請又は従事者に暴力団員等があるもの
- (4) 法人であって、その役員のうち第3号に該当する者があるもの
- (5) 暴力団員等がその事業活動を支配した者
- (6) 採捕に従事する者のうちに第3号に該当する者があるもの

（許可の対象）

第3条 国、地方公共団体、国立大学法人、独立行政法人、地方独立行政法人、学校法人、一般社団法人（公益法人を含む。）、一般財団法人（公益法人を含む。）、漁業協同組合、国又は地方公共団体の委託を受けて試験研究等を行う法人のほか、知事が認める法人とする。

（許可の申請）

第4条 規則第42条第3項の申請は、特定水産動植物採捕許可申請書（第1号様式）により、船舶を使用する場合にあっては船舶ごとに行わなければならない。

- 2 申請書には次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、知事が許可又は不許可を判断するにあたり不要と認める書類及び同時に当該許可申請に係る試験研究等に係る神奈川県漁業調整規則（令和2年神奈川県規則第〇〇号）第45条第2項による申請を行っている場合は重複する書類を、省略することができる。

- (1) 事業計画書
- (2) 許可を受けようとする者の登記簿謄本及び定款
- (3) 県外で登録された漁船を使用する場合は、漁船原簿謄本
- (4) 使用する船舶を用船する場合は、船舶使用承諾書
- (5) 漁船でない船舶を使用する場合は、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）第 9 条第 1 項に基づき交付された船舶検査済票の写し
- (6) 漁船でない船舶を使用する場合は、小型船舶の登録等に関する法律（平成 13 年法律第 102 号）に基づき登録した船舶については、登録事項を記載した登録事項証明書（全部又は一部）、船舶法（明治 32 年法律第 46 号）に基づき登録した船舶については、船舶原簿謄抄本。
- (7) 共同漁業権の漁場の区域において、当該区域に係る漁業法第 105 条に基づく権利を有しない者にあつては、当該区域に係る漁業権の免許を受けた者が申請しようとしている試験研究等について同意等していることを証する書面の写し。ただし、当該漁場の漁業権を有する者が申請する場合を除く。
- (8) 採捕に従事する者に日本国籍を有しない者が含まれる場合は、その者が出入国管理及び難民認定法第 19 条の 3 により交付された在留カードの写し
- (9) 国又は地方公共団体からの委託の場合、委託契約書の写し
- (10) 申請しようとする者が行う事業等の概要
- (11) 博物館法第 29 条の博物館に相当する施設の指定を受けている場合は、そのことを証する都道府県教育委員会等の通知の写し
- (12) 申請者及び採捕に従事する者が第 2 条第 3 号から同条第 6 号に該当しない者であることを誓約する書面

（審査）

第 5 条 知事は、許可申請書の提出があつたときは、その記載事項及び添付書類について審査するとともに、必要に応じて実態を調査し、その申請が妥当かつ適正なものであるかどうかを判定するものとする。

この場合において、許可申請書の記載事項又は添付書類に不備があるときは、相当の期間を定め、補正を求めるものとする。

2 行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 6 条の標準処理期間は、30 日とする。

（許可証の交付）

第 6 条 規則第 42 条第 6 項の許可証は、特定水産動植物採捕許可証（第 2 号様式）によるものとする。

（不許可の通知）

第 7 条 知事は、不許可としたときは特定水産動植物採捕不許可通知書（第 3 号様式）により、当該申請者に通知するものとする。

（許可証の携帯義務）

第 8 条 許可を受けた者は、当該許可に係る採捕をするときは、許可証を当該許可に係る船舶内に備え付け、又は自ら携帯し、若しくは採捕責任者（船舶の船長、船長の職務を行う者又は採捕を指揮し、現に採捕を行う者をいう。）に携帯させなければならない。

（許可証の譲渡等の禁止）

第 9 条 許可を受けた者は、許可証を他人に譲渡し、又は当該許可に係る採捕に従事する者以外の者に貸与してはならない。

（許可証の再交付）

第 10 条 規則第 42 条第 7 項の申請は、特定水産動植物採捕許可証再交付申請書（第 4 号様式）により行うものとする。

2 規則第 42 条第 7 項に基づく申請中は、許可証の再交付を受けるまでは、当該許可に係る採捕を行ってはならない。

（許可証の記載事項の変更）

第 11 条 許可を受けた者が、許可証に記載された事項のうち次の各号に掲げる事項につき変更しようとするときは、特定水産動植物採捕許可証記載事項変更許可申請書（第 5 号様式）により、知事の許可を受けなければならない。

(1) 許可を受けた者の住所

(2) 採捕に従事する者の氏名又は住所

2 知事は、前項第 2 号の変更に係る採捕に従事する者に第 2 条第 3 号から第 6 号に該当する者が含まれる場合は前項の許可をしないものとする。

3 前項の許可をしたときは、知事は許可証を書換えて交付するものとする。

（許可の取消し）

第 12 条 知事は、規則第 42 条第 11 項に定める場合のほか、次の各号に該当する場合は、許可を取り消すものとする。

(1) 許可を受けた者又は当該許可の採捕に従事する者が、第 2 条第 3 号から第 5 号に該当することとなった場合

(2) 前条第 1 項の許可を受けずに、許可証に記載されていない者が当該許可に係る採捕に従事した場合

(採捕の結果の報告)

第 13 条 規則第 42 条第 10 項の報告は、当該許可に係る採捕の終了後 30 日以内に、特定水産動植物採捕結果報告書（第 6 号様式）により行うものとする。

附則

(施行期日)

1 この要領は、令和 2 年 12 月 1 日から適用する。

(準備行為)

2 この要領の施行前に規則第 42 条第 3 項の申請をする場合は、この要領によるものとする。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） ㊟

特定水産動植物採捕許可申請書

漁業法施行規則第 42 条第 3 項の規定により、特定水産動植物の採捕の許可を受けたいので、下記のとおり申請します。

- 1 採捕の目的
- 2 採捕しようとする特定水産動植物の種類及び数量
- 3 採捕区域
- 4 採捕期間
- 5 使用する漁具の種類、規模及び数
- 6 使用船舶
 - (1) 船名
 - (2) 漁船登録番号
 - (3) 総トン数
 - (4) 推進機関の種類及び馬力数
- 7 採捕に関する責任者の住所、氏名及び連絡先
- 8 採捕に従事する者の住所及び氏名

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

特定第 号

特定水産動植物採捕許可証

住所

氏名（法人にあっては、名称）

条 件	特定水産動植物の種類及び数量		
	採 捕 区 域		
	採 捕 期 間		
	採捕に使用する漁具の種類、規模及び数		
	使用 船 船	船 名	
		漁 船 登 録 番 号	
		総 ト ン 数	
		推進機関の種類及び馬力数	
	採捕に関する責任者の住所及び氏名		
	採捕に従事する者の住所及び氏名		
そ の 他 の 条 件			
許 可 の 有 効 期 間			

年 月 日

神奈川県知事（ 氏 名 ） 印

年 月 日

特定水産動植物採捕不許可通知書

殿

神奈川県知事（氏 名） 印

年月日付けで申請のありました特定水産動植物採捕許可申請については、次の理由により許可しないことに決定しましたので通知します。

1 採捕しようとする水産動植物の種類及び数量

2 不許可の理由

（行政不服審査法の教示）

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） ㊟

特定水産動植物採捕許可証再交付申請書

特定水産動植物採捕許可証を亡失（又は滅失）したので、漁業法施行規則第 42 条第 7 項の規定により再交付を申請します。

- 1 許可番号
- 2 再交付の理由

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日

神奈川県知事 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） ㊟

特定水産動植物採捕許可証記載事項変更許可申請書

次のとおり特定水産動植物採捕許可証の記載事項を変更したいので、申請します。

1 許可番号

2 変更を必要とする理由

3 変更を申請する事項

項 目	変 更 前	変 更 後

項目には、許可を受けた者の住所又は採捕に従事する者の氏名又は住所、若しくはその両方を記入すること。

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

年 月 日
 神奈川県知事 殿

住所

氏名（法人にあつては、名称及び代表者氏名） ㊟

特定水産動植物採捕結果報告書

年 月 日付け 特定第 号により許可を受けた特定水産動植物の採捕について、漁業法施行規則第 42 条第 10 項の規定により、次のとおり結果について報告します。

採捕した年月日	特 定 水 産 動 植 物 の 採 捕 結 果			
	種 類 名			
年 月 日	個 体 数			
	重 量（単 位）			
	採 捕 従 事 者 数			
	採 捕 の 方 法			
年 月 日	個 体 数			
	重 量（単 位）			
	採 捕 従 事 者 数			
	採 捕 の 方 法			
年 月 日	個 体 数			
	重 量（単 位）			
	採 捕 従 事 者 数			
	採 捕 の 方 法			

調 査 結 果 の 概 要 及 び そ の 利 用

備考 氏名を本人が自筆で記入したときは、押印を省略することができます。

記載欄は必要に応じ追加してください。調査結果の概要及びその利用については、別紙とすることができます。